

議 事 録

日 時	令和 6 年 11 月 19 日 (火) 18 時 00 分～18 時 45 分
場 所	文化センター 大研修室
参加者	県南農林事務所地域農業振興課長佐藤、JA 夢みなみ藤田、 農業委員会事務局長鈴木、係長白土、主事蓮見、産業振興課長相川、課長補佐兼係長鈴木、 専門主査兼農政係長奥山、主事鈴木、主事金澤、主事小高、策定員鈴木
議 題	地域計画策定に係る説明会（北部地区）
虫笠・真名子地区、上羽太地区、下羽太地区、長坂・柏野地区、米地区 1 耕作者出席数 28 名 2 内容 ① 地域計画（素案）について 計画区域設定及び目標地図素案並びにスケジュール 資料 1－1 により説明（奥山係長） ・ 区域については、村内を「北部」「中部」「南部」に分ける。（資料 1、P 2） ・ 農業振興地域農用地区域の農地を計画に位置付ける。用途地域（市街化区域）を除外する。 ・ 多面的機能活動組織（上羽太鶴ほたる・むしかさの里）の計画を記載する。 ・ 地域内の農業を担う者として、認定農業者及び認定新規就農者を中心に、将来耕作面積を拡大する意向のある農業者等を位置付ける。 ・ 今後のスケジュール 2 月上旬地域計画目標地図（案）の説明会実施 2 月下旬地域計画（案）の公告（縦覧 2 週間） 3 月地域計画の策定・公告 質問、意見等なし ② 令和 7 年 4 月以降の農地の貸借について 資料 2 により説明（鈴木局長） ・ 農業委員会での相対の農地の貸借については、令和 7 年 3 月までに決定されたものであれば、4 月以降も有効である。但し、手続き上令和 7 年 2 月 21 日（金）までの受付分まで ・ 所有する全ての農地（10a 未満の自作地除く）を貸し付けした場合は、税制の優遇措置が適用される。貸し付けた農地の固定資産税が 1／2 に軽減（10 年以上の貸付で 3 年間、15 年以上の貸付で 5 年間軽減） ・ 農地バンク手数料 出し手と受け手から賃料の 1％相当の額（1 契約当たり最低 800 円から最高 8,000 円） 質問、意見等なし 3 その他 現況地図を見ながら各自協議、検討。	